



書面での提出の場合は押印してください。
※メールでの提出の場合は不要です。

色付けされた欄に必要事項を記入してください。(提出する書類には色を付けしないでください。)

育児休業手当金請求書

組合員等 記号番号	0820-1234567890	組合員氏名	農林 花子	所属局(部) 課名	□□局●●課	決定額	※	共済組合 審査欄
請求期間	令和6年10月1日から 令和6年10月31日まで	標準報酬	24級 440,000円(月額)	請求金額	254,600円			
注1 育児休業等 対象児が1歳(1歳6か月)に達した日から1歳6か月(2歳)に達する日までの期間を請求する場合の理由	1. 保育所における保育が実施されないこと 2. 養育を予定していた配偶者の死亡 3. 養育を予定していた配偶者の負傷・疾病等 4. 養育を予定していた配偶者との婚姻の解消等による別居 5. 養育を予定していた配偶者の産前産後休暇等			該当する場合は、1~5の理由を選択し、○で囲んでください。				
注2 請求月の月初(又は育休の開始日)から月末日(又は育休の終了日)を記入してください。	令和 △△ 年 △△ 月 △△ 日 から 令和 △△ 年 △△ 月 △△ 日 まで							
人事担当	上記育児休業等に係る子の生年月日			令和 △△ 年 △△ 月 △△ 日				
者の証明	上記のとおり相違ありません。 令和 年 月 日			証明者 官 職 氏 名				
上記のとおり請求します。 農林水産省共済組合事務執行者 殿 令和 6 年 11 月 5 日								
請求者				住所 ●●県△△市□□町7-9 氏名 農林 花子				

公金受取口座への振り込みを希望しない場合は、振込先口座欄にも記入をお願いします。
ゆうちょ銀行の場合は、通帳下部の店名・口座番号を記載してください(通帳上部に記載の記号番号は口座番号ではありません)。

この口座を他金融機関からの振込の受取口座として利用される際は、次の内容をご指定ください
【店名】一九八(読み イチキユウハチ)
【店番】198【預金種目】普通預金【口座番号】0123456

主1 国家公務員共済組合法第68条の2第1項に規定する育児休業等をいう。
:2 1.の理由に該当する場合は、その内容を確認できる書類をこの請求書に添付して下さい。
※印欄は記入しないで下さい。
振込先口座(職員名義の国内口座を記入) 公金受取口座希望 (する / しない)
※公金受取口座への振り込みを希望する場合は、公金受取口座希望の「する」を選択し、振込先は記入不要です。

公金受取口座希望について、「する」「しない」に○がなく振込先口座が記入されている場合は通常の口座振込と判断します。

給付金振込先	○○	銀行	○○	本・支店
普通・当座	口座番号	0123456	フリガナ 名義人	農林 花子

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

令和 6 年 10 月 1 日から 令和 6 年 10 月 31 日まで出勤しなかった期間に対して、次の金額の報酬を支払ったことを証明する。

請求期間にかかわらず、月の初日から末日にする。

以下、180日に達するまでの場合の計算例

この額は毎年8月に見直されます。

育児休業等をした期間が180日に達するまでの間に限り、雇用保険給付相当額又は標準報酬日額の67/100の低い方を支給する。
180日以降は100/50の低い方を支給する。

所屬所の給与支給事務担当者から、報酬の支払い証明を受ける。ただし、報酬支給額証明書を提出する場合は省略可能。

雇用保険法第17条第4項第2号ハに定める額

$$15,690 \times 30 \times \frac{67}{100} \div 22 = 14,334$$

180日目まで

$$15,690 \times 30 \times \frac{50}{100} \div 22 = 10,697$$

181日目以降

標準報酬の月額

180日目まで

$$440,000 \div 22 = 20,000$$

標準報酬の日額・・・②

五円未満の端数は切り捨て、五円以上十円未満の端数は十円に切り上げ

$$20,000 \times \frac{67}{100} = 13,400$$

五円未満の端数は切り捨て、五円以上十円未満の端数は十円に切り上げ

$$20,000 \times \frac{50}{100} = 10,000$$

①又は②のいずれか低い額

13,400

給付日数 23

給付額 308,200

給付額 308,200

控除額 0

給付決定額 308,200

一円未満の端数は切り捨て

今回支給日数 (該当日に)					
10 月分					
	1	8	15	22	29
火曜日	○	○	○	○	○
水曜日	○	○	○	○	○
木曜日	○	○	○	○	○
金曜日	○	○	○	○	
土曜日	5	12	19	26	
日曜日	6	13	20	27	
月曜日	○	○	○	○	

※ 支給開始日	※ 前回支給分	※ 今回支給分
令和 △△ 年 △△ 月 △△ 日から	令和 △△ 年 △△ 月 △△ 日分まで	令和 △△ 年 △△ 月 △△ 日分まで